

交通事故統計事務取扱要領の制定について（例規通達）

平成 6 年 12 月 6 日

本部（交企）第 57 号

〔沿革〕 平成 12 年 12 月本部（交企）第 70 号、14 年 2 月第 4 号、5 月第 40 号、15 年 3 月第 7 号、18 年 9 月第 55 号、19 年 6 月第 39 号、7 月第 44 号、23 年 12 月第 57 号、27 年 5 月第 33 号、28 年 12 月第 43 号、29 年 3 月本部（警務）第 9 号、令和 3 年 12 月本部（交企）第 56 号、5 年 11 月第 51 号、6 年 3 月本部（警務）第 20 号、8 年 3 月本部（免許）第 15 号改正

この度、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 7 年 1 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、交通事故統計事務取扱要領の制定について（昭和 54 年 12 月 3 日付け本部（交企）第 22 号）は、廃止する。

別添

交通事故統計事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、総合的な交通事故分析の推進を図るため、交通事故分析の前提となる交通事故統計事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路上において、車両及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第 3 交通事故統計原票

1 交通事故統計原票の種類

交通事故統計原票（以下「原票」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本票（別記様式第 1 号）
- (2) 県追加調査項目票（別記様式第 2 号）
- (3) 補充票（別記様式第 3 号）
- (4) 高速道路追加調査項目票（別記様式第 4 号）
- (5) 30 日死者集計票（別記様式第 5 号）

2 原票の作成及び記載事項

(1) 原票の作成

ア 交通事故が発生したときは、原票を作成しなければならない。この場合において、作成者は、原則として当該交通事故の捜査に当たった警察官とする。

イ 原票は、交通死亡事故は発生後直ちに、その他の人身交通事故は発生（認知）した後 1 週間以内に作成するものとする。

(2) 原票の記載事項

原票の記載事項は、次のとおりとする。

ア 本票は、交通事故の発生日時、場所、道路環境、事故の類型等交通事故内容

及び交通事故関与者（第1当事者、第2当事者）に関する事項とする。

イ 県追加調査項目票は、本票の記載事項以外の交通事故に関する事項とする。

ウ 補充票は、本票に記載しきれない交通事故関与者（第3当事者以下）に関する事項とする。

エ 高速道路追加調査項目票は、高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項により国家公安委員会が指定する自動車専用道路において発生した交通事故に係る事故発生地点、道路構造、特殊事故等に関する事項とする。

オ 30日死者集計票は、交通事故によって、発生から30日以内に死亡した当事者（発生から24時間以内に死亡した者を除く。）に関する事項とする。

第4 原票審査責任者の指定

署長又は高速道路交通警察隊長は、原票作成の適正を期するため警部補以上の警察官を原票審査責任者に指定するものとする。

第5 正確な原票の作成に係る教養体制の確立

1 交通事故分析官等の設置

(1) 交通事故分析の前提となる正確な原票の作成に係る教養の強化を図るため、交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を置く。

(2) 交通事故分析官には交通企画課交通総合対策室長を、交通事故分析員には交通企画課の警部以下の警察官又はこれに相当する職にある者から交通企画課長が指定する者を充てる。

2 交通事故分析官等の任務

(1) 交通事故分析官の任務は、次のとおりとする。

ア 交通事故統計の正確性及び斉一性を保持するための指導及び教養を行うこと。

イ 個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的に検討を加えた調査・分析を行うこと。

(2) 交通事故分析員の任務は、次のとおりとする。

ア 交通事故捜査に従事する警察官に対し、原票の作成を始めとする交通事故統計事務に関する指導及び教養を行うこと。

イ 交通事故分析官の命を受け、交通事故統計及び交通事故分析の業務を行うこと。

第6 原票の保管

原票は、作成後3年間保管するものとする。